

## 東峰村岩屋湧水活用の可能性調査業務 仕様書

## 1 事業名

東峰村岩屋湧水活用の可能性調査業務

## 2 履行場所

福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 地内

## 3 履行期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月31日までとする。

## 4 業務の目的

本村は福岡県中央部の東端の中山間地域に位置する自治体であり、宝珠山川や大肥川、小石原川といった清流が村内を流れている。特に JR 日田彦山線 BRT ひこぼしラインの筑前岩屋停留所の横にある「岩屋湧水」は、福岡県で唯一、平成の名水百選にも選出されているなど「水」は本村を象徴する重要な地域資源の一つである。

また、「福岡県日田彦山線沿線地域振興計画」では地域の魅力を活かし「共通資源である水を活用した地域振興・観光振興」を重点プロジェクトとして掲げている。

こうした状況を踏まえ本村では、湧水を生活用水、農業用水として水稻の作付けや、湧水の性質を活かしヤマメの養殖の実証、湧水の硬度にあったコーヒーの開発、地域資源を活用した特産品のアロマの開発など様々な事業取り組んでいる。

本事業では、事業化を念頭においた「岩屋湧水」の可能性調査を実施し、地域資源を最大限に活かし、地域振興や観光誘致、産業振興に寄与することを目的とする。

## 5 業務内容

## (1) 岩屋湧水の分析

岩屋湧水を資源として効果的に活用するために、水質や水量等の調査を2回以上実施する。また、地域特産品開発事業（アロマ）と連携し、湧水の活用による更なる利用増進が図られるよう、エビデンス（成分や効果）を提示する。

## (2) 飲料水の市場・先進事例調査

飲料水としての湧水販売の可能性を検討するために、飲料水に関する市場の動向やニーズ調査、また、水を活用して地域振興・観光振興を実施している他地域での事例調査を行い、事業化可能性や採算性について調査する。調査の結果、湧水の販売の可能性が見込まれる場合は、販売戦略スケジュール等を作成する。

### (3) 社会的条件、法規制等の調査

湧水を活用した特産品等を検討する上で、社会的条件や法規制等を調査し、スムーズに事業が進行するよう整った手順を把握する。

### (4) 持続可能な事業に向けた検討

地域特産品の付加価値向上及び持続可能な湧水活用となるよう、事業化を念頭においた経済的な分析（マーケティング等を根拠としたシミュレーション等）やブランディングを行う。また、湧水と他の地域資源を活用した地域振興・観光振興資源の持続可能性が高い商品開発検討を2つ以上提案する。

### (5) 岩屋湧水活用の基本方針（案）の策定

(1)～(4)の調査や検討を基に、岩屋湧水活用の基本方針案を策定する。

## 6 成果品

上記業務の結果を取りまとめた報告書1部およびその電子データ（CD-R）

## 7 その他留意事項

### (1) 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書の定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

### (2) 受託者の責務

受託者は、業務の遂行にあたり、技術を最大限発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められていない内容であっても積極的に提案を行うこと。

### (3) 資料の貸与

委託者が保有する本業務に必要な資料は、受託者に貸与するものとする。貸与資料については厳重に管理するものとし、外部に漏洩してはならない。また、業務完了後速やかに返却するものとする。

### (4) 守秘義務

業務で知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。

### (5) 再委託の禁止

受託者が業務内容のすべてを一括して第三者に委託することを認めない。ただし、業務の一部を再委託したい時は、あらかじめ委託者の承認を得ることとする。

(6) 成果品の帰属

本業務で得られた成果品の著作権は、ホームページ等への掲載を含めすべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の承認を得ずに複製、使用、流用または他への公表をしてはならない。

(7) その他

本仕様書に記載のない事項及び詳細な事項については、委託者と協議し、その指示に従う。

8 担当課

東峰村役場 ふるさと推進課

電話 0946-72-2312

メール [furusui@vill.toho.fukuoka.jp](mailto:furusui@vill.toho.fukuoka.jp)